

韓国手話言語法

(2015年12月31日制定)

公布日：2016年2月3日

施行日：2016年8月4日

崔栄繁仮訳（2016年2月15日版）

監修：一般財団法人全日本ろうあ連盟

第1条 総則

第1条（目的）

この法律は、韓国手話言語が国語と同等な資格を有するろう者¹固有の言語であることを明確にし、韓国手話言語の発展及び保全の基盤を準備し、ろう者と韓国手話言語使用者の言語権と生活の質を向上させることを目的とする。

第2条（基本理念）

- ①韓国手話言語（以下「韓国手語」という）は、大韓民国のろう者の公用語である。
- ②国と国民は、韓国手語を使用するろう者がろうアイデンティティを確立し、韓国手語とろう文化を継承し、発展することができるよう協力する。
- ③ろう者と韓国手語使用者（以下「ろう者等」という）は、韓国手語の使用を理由に、政治、経済、社会、文化のすべての生活領域（以下「すべての生活領域」という）において差別を受けず、すべての生活領域において韓国手語を通じて生活を営み、必要な情報を提供される権利を有する。
- ④ろう者等は韓国手語により教育を受ける権利を有する。

第3条（定義）

この法律で使用する用語の意味は次の通りである。

1. 「韓国手語」とは大韓民国のろう文化の中で視覚・動作体系をもとに生じた固有の形式の言語をいう。
2. 「ろう者」とは、聴覚障害を有する者で、ろう文化の中で韓国手語を日常語として使用する者をいう。
3. 「韓国手語使用者」とは、ろう者以外に聴覚障害または言語障害により韓国手語を日常語として使用しあるいは補助的に使用する者をいう。
4. 「ろう文化」とは、ろう者としてろうアイデンティティと価値観を基盤とする生活様式の総称をいう。

¹ 韓国語原文は聾人であり直訳すると聾人となるが、本仮訳では日本語で一般的な「ろう者」とする。

5. 「ろうアイデンティティ」とは、ろう者として有する自己同一性をいう。
6. 「手語通訳」とは、韓国手語を国語に変換し、あるいは国語を韓国手語に変換することをいう。
7. 「公共機関等」とは、国、地方公共団体及び「公共機関の運営に関する法律」による公共機関をいう。

第4条（国と地方公共団体の責務）

- ①国と地方公共団体は、韓国手語を教育、普及、弘報する等、ろう者等の韓国手語の使用環境を改善するための政策を立案・施行しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、ろう者のろうアイデンティティの確立とろう文化の育成に必要な政策を立案・施行しなければならない。
- ③国と地方公共団体は、この法律の解釈・適用において、「障害者権利条約」の内容と趣旨に符合させなければならない。

第5条（他の法律との関係）

韓国手語に関して他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律の定めるところに従う。

第2章 基本計画の立案等

第6条（基本計画の立案）

- ①文化体育観光省長官²は、韓国手語の発展及び保全のために、韓国手語発展基本計画（以下「基本計画」という）を韓国手語関連の専門家の審議を経て、5年ごとに立案・施行しなければならない。
- ②基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。
 1. 韓国手語政策の基本方向と推進目標に関する事項
 2. すべての生活領域におけるろう者の韓国手語の使用環境の改善に関する事項
 3. 韓国手語の研究及び専門用語の標準化に関する事項
 4. 韓国手語の教育に関する事項
 5. 韓国手語の普及に関する事項
 6. 韓国手語の通訳に関する事項
 7. 韓国手語に関する専門人員の要請に関する事項
 8. ろう者のろうアイデンティティの確立とろう文化の育成に関する事項
 9. 韓国手語の情報化に関する事項
 10. 南北韓³の韓国手語の交流及び研究に関する事項

² 「文化体育観光省」は直訳すると「文化体育観光部」となる。文化体育観光部の部は日本の省にあたり、長官は大臣に当たる。日本語では文化観光大臣であるが、「部」の長官ということで文化体育観光省長官と訳した。

³ 韓国において「南北朝鮮」を意味する。

11. 韓国手語の発展のための民間部門の活動の促進に関する事項
 12. 韓国手語関連の法令の制定・改正に関する事項
 13. その他、韓国手語の発展に必要な事項
- ③文化体育観光省長官は、基本計画を立案する時には事前に関係中央行政機関の長と協議しなければならない。
 - ④文化体育観光省長官は、確定した基本計画を関係中央行政機関の長と特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事（以下「市・道知事」という）に知らせなければならない。
 - ⑤文化体育観光省長官は、基本計画の立案のために必要であると認められる場合、公共機関等に対し基本計画の立案のために必要な資料の提出を求めることが可能であり、資料の提出を求められた者は正当な事由がない限り、これに従わなければならない。
 - ⑥その他に基本計画の立案等に必要な事項は大統領令で定める。

第7条（年度別施行計画の立案・施行等）

- ①文化体育観光省長官、関係中庸行政機関の長及び市・道知事は、基本計画に伴い、毎年韓国手語発展施行計画（以下「施行計画」という）を立案・施行しなければならない。
- ②関係中央行政機関の長と市・道知事は次年度の施行計画及び前年度の施行計画により推進実績を大統領令に定めるところに従って文化体育観光省長官に提出し、文化体育観光省長官は、毎年施行計画による推進実績を評価しなければならない。
- ③施行計画の立案・施行と推進実績の評価等に必要な事項は大統領令で定める。

第8条（報告）

政府は基本計画、施行計画及び推進実績を確定後、遅滞なく国会に報告しなければならない。

第9条（実態調査）

- ①文化体育観光省長官は、韓国手語政策の推進のために3年ごとにろう者の韓国手語の使用環境等に関する実態を調査することができる。
- ②文化体育観光省長官は、第1項による実態調査のために必要な場合には公共機関等に資料の提出や意見陳述等を要求することができる。この場合、資料提出や意見陳述等を求められた者は特別な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ③韓国手語の使用環境等に関する実態調査に必要な事項は大統領令で定める。

第3章 韓国手語の発展及び普及

第10条（韓国手語の研究等）

- ①文化体育観光省長官は、韓国手語の保全及び発展のために韓国手語について持続的な研究を遂行しなければならない。

- ②文化体育観光省長官は、ろう者等が各分野の専門用語を簡便に使用することができるよう、専門用語を韓国手語に標準化する研究事業を実施することができる。
- ③文化体育観光省長官は、第1項に基づく研究を遂行するため、専門機関を指定し、あるいは研究所、大学又はその他必要であると認められる関係専門機関に研究を委託することができる。

第11条（韓国手語の教育等）

- ①国と地方公共団体は、ろう者等の韓国手語及び韓国語能力を伸長することができる教育環境を醸成しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、ろう者等の教育において、障害発生の初期から韓国手語を習得することができるよう必要な政策を用意しなければならない。
- ③国と地方公共団体は、ろう学校をして韓国手語を韓国語と同等な教育学習言語として使用するようにしなければならない。
- ④国と地方公共団体は、ろう学校教育において韓国手語を使用した教育及び韓国手語を通じた学習が円滑に行うことができるように支援しなければならない。

第12条（ろう者等の家族に対する支援）

- ①国と地方公共団体は、ろう者等の家族のために韓国手語教育、相談及び関連サービス等の支援体系を用意しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、聴覚障害がある児童の父母等が韓国手語を円滑に使用することができるよう、韓国手語教育等を実施しなければならない。

第13条（韓国手語の情報化）

- ①国は、韓国手語の情報化を通じて、知識と情報を生産・活用することができるよう、各種事業を積極的に施行しなければならない。
- ②国は、遠隔情報通信サービス網等、情報通信網を活用し、だれでも韓国手語を便利に使用することができるよう必要な政策を用意しなければならない。

第14条（韓国手語の使用促進及び普及）

- ①文化体育観光省長官は、公共の大衆媒体を活用し、国民に対し韓国手語を弘報するなど、韓国手語に対する認識を拡散し、韓国手語の使用を促進しなければならない。
- ②文化体育観光省長官は、韓国手語を学ぼうとする国民のために、教育課程と教材を開発し韓国手語教員を養成する等、韓国手語の普及に必要な事業を施行しなければならない。
- ③文化体育観光省長官は、韓国手語の使用促進及び普及のため、公共機関及び韓国手語関連法人・団体を韓国手語教育院として指定することができる。
- ④国は、第3項によって指定された韓国手語教育院の運営に必要な経費を予算の範囲で支援することができる。
- ⑤第2項による韓国手語教員の資格要件等に関する事項及び第3項による韓国手語教育

院の指定要件等に関する事項は大統領令で定める。

第 15 条（韓国手語能力の検定）

- ①文化体育観光省長官は、韓国手語能力の向上・評価のため、韓国手語能力を検定することができる。
- ②第 1 項による韓国手語能力の検定の方法や手続き、内容及び時期に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 16 条（手語通訳）

- ①国と地方公共団体は、手語通訳を必要とするろう者に対し、手語通訳を支援しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、公共行事、司法・行政等の手続き、公共施設の利用、公営放送、その他公益上、必要であると認められる場合に手語通訳を支援しなければならない。
- ③国や地方公共団体は、ろう者の求職、職業訓練、労働等の職業活動全般に不利益が無いよう、手語通訳を支援しなければならない。
- ④国と地方公共団体は、手語通訳関連の専門人材を養成するために努力しなければならない。
- ⑤国と地方公共団体は、「障害者福祉法」第 58 条第 1 項第 2 号による手語通訳センターを設置運営することができる。

第 17 条（韓国手語の日）

国は、韓国手語の日を定め、韓国手語に対する認識を向上するための記念行事等を推進することができる。

第 18 条（民間団体等の活動支援）

国と地方公共団体は、韓国手語の発展と普及を目的とする法人・団体等に対し、予算の範囲において必要な支援を行うことができる。

第 4 章 補則

第 19 条（協議）

中央行政機関の長は、韓国手語の使用に関する内容が含まれる法令を制定し、あるいは定めるときは、事前に文化体育観光省長官と協議しなければならない。

第 20 条（権限の委任・委託）

- ①この法律による文化体育観光省長官の権限は大統領令で定めるところにより、その一部を市・道知事に委任することができる。

- ②文化体育観光省長官は、この法律による業務の一部を大統領令に定めるところにより、関連機関・団体に委託することができる。

附則

第1条（施行日）

この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（他の法律の改正）

- ①「交通弱者移動便宜増進法」の一部を次のとおり改正する。
第17条第1項の中の「手話」を「韓国手話」とする。
- ②「放送法」の一部を次のとおり改正する。
第69条第8項の中の「手話」を「韓国手話」とする。
- ③「映画およびビデオ物の振興に関する法律」の一部を次のとおり改正する。
第38条第2項の中の「手話」を「韓国手話」とする。
- ④「障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法律」の一部を次のとおり改正する。
第16条の2の前段の中の「手話」を「韓国手話」とする。
- ⑤「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」の一部を次のとおり改正する。
第21条第1項第3号の中の「手話通訳士」を「韓国手話通訳士」とする。
- ⑥「障害者等に対する特殊教育法」の一部を次のとおり改正する。
第5条第3項の中の「保健福祉省長官」を「文化体育観光省長官・保健福祉省長官」とする。
- ⑦「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」の一部を次のとおり改正する。
第3条第8号ナ目の中の「手話」を「韓国手話」とし、第11条第1項第6号の中の「手話」を「韓国手話」とし、第14条第1項第4号の中の「手話通訳」を「韓国手話通訳」とし、第20条第2項の中の「手話通訳」を「韓国手話通訳」とし、第21条第1項の前段の中の「手話」を「韓国手話」とし、同条第2項の中の「手話通訳士」を「韓国手話通訳士」とし、同条第3項の中の「手話通訳」を「韓国手話通訳」とし、第23条第3項の中の「手話」を「韓国手話」とする。
- ⑧「障害者福祉法」の一部を次のとおり改正する。
第22条第2項の中の「手話」を「韓国手話」とし、同条第3項の中の「手話通訳」を「韓国手話通訳」とし、第23条第2項の中の「手話通訳」を「韓国手話通訳」とし、第71条第1項の中の「手話通訳士」を「韓国手話通訳士」とする。
- ⑨「著作権法」の一部を次のとおり改正する。
第33条の2第1項の中の「手話」を「韓国手話」とする。

